

平成18年第6回三豊市土地開発公社理事会会議録

日時：平成18年9月16日（土）10：00

場所：三豊市第3庁舎2階委員会室

出席理事 清水 邦夫 坂口 晃一 金丸 勉 眞鍋 昌年
白川 清秀 高木 謙一 佐子 照雄 大西 弘文
丸戸 研二

出席監事 徳永 正 福田 稔

協議日程 原下工業団地の件

事務局：皆様おはようございます。定刻がまいりましたので、ただ今から第6回三豊市土地開発公社理事会を開催させていただきます。開会に先立ちまして、本日の理事の出席状況でございますが、理事全員の方が出席していただいております。なお、徳永様、福田様、監事様にも出席いただいております。従いまして、三豊市土地開発公社定款第15条第2項の規定によりまして会議が成立いたしておりますことをご報告させていただきます。

本日の理事会につきましては、三豊市土地開発公社定款第15条第1項の規定によりまして、理事長が議長を務めることとなっております。それでは、最初に、清水理事長からご挨拶をお願いいたします。

理事長：土曜日という閉庁日に理事会をご案内申し上げまして、ご出席ありがとうございます。先般の理事会でご決定いただきました前理事長を理事会にご出席いただいて種々伺うということでございますが、今日本日10時のご案内の中ですでに前理事長には出席いただいております。その間におかれましては、徳永監事・福田監事、両監事さんによる詳細な、事務局においてご説明を申し上げて、その中から、この理事会の中で両監事さんから、これまで監査していただいた中における中間報告、そういう意味で両監事からの中間報告をいただきながら、本人へのいろんなご質問をさせていただき、そして当理事会として、今持っています原下工業団地にかかる諸般の諸課題、問題点について、この理事会でできる範囲の答えを導きだしたいと、こういうことで理事会をご案内申し上げました。ぜひよろしくをお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

事務局：それでは議長よろしくをお願いいたします。

議長：はい。お手元に本理事会の協議日程を書いております。それと前理事長からの聴き取りをする項目についてレジュメ風にしてます。それと先般理事会で

立地用地のところで土壤汚染のあったということがありまして、それにつきまして県とのいろいろなやりとりの結果、所管官庁とのやりとりの結果等についてのご説明をした資料であります。黒ひもをつけてますが、さきほどご挨拶で申し上げました監事さんが特別監査をお願い申し上げてたところで、その中間報告をいただいている、その報告書および関係諸書類でございます。

それでは、本理事会の議事録署名人であります。私の方から指名させていただきます。本日の議事録署名人としましては、坂口理事さんと佐子理事さんの両名をお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

それではさっそくですが、特別監査結果につきまして監事よりご報告申し上げます。

徳永監事：監事の徳永でございます。今回の特別監査において、前回の理事会におきまして要請をうけ、定款の第7条4項にもとづく特別監査ということで実施いたしました。監査の方法等につきましては今日この席上で配布いただいております特別監査結果報告書の経過にもとづいて報告させていただきます。まず1ページの監査の方法につきましては、この原下工業団地における会計処理のうち、以下(1)(2)(3)のそれぞれの項目ごとに、ここへ列挙してある関係調書をもとに検討をしております。それぞれの資料につきましては、別冊として配布してあります資料の番号と符合しながら見ていただいたらよいかと思います。詳細については、時間の関係もありますので省略して監査の内容のところで関係のあるところを説明したいと思います。

まず1番目の[]に対する土地売買についてでございますが、3ページのところでございます。この平成16事業年度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算の中で平成16年高瀬町土地開発公社理事会の議事録が不存在であります。したがって、[]の誘致に関する事項を確認する方法がございません。次に平成17事業年度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算において、平成17事業年度高瀬町土地開発公社予算説明書のうち、資本的収入及び支出の土地造成事業が2580万円と計上されており、その工事費は800万円で、その内容は災害復旧費と水路改修ということになっております。その後さらに理事会は第5回まで開催をされておりますが、いずれの理事会におきましても、[]において施行した原下工業団地のボーリング調査、および注文書にかかる事業、これは事業計画、事業予算とも議案として提案され、協議された内容はございません。したがって正規の手続きを経た事務処理とは言いがたいという結論でございます。なお、これ以外に、残土処理に関する経費も支出をされておりますが、同様に理事会の手続きがとられておりません。その次にありますように、そもそも、事業費が1995万円という工事であれば、競争入札を行うべきでありますけれども、競争入札を行うことなく、[]と契約を行っておるのでございます。

さらに、契約金額の元になる設計についても、本来、高瀬町土地開発公社が作成し、入札を行うべきであります。工事施工者である[]の見積書にもとづいてその金額で契約を行っているという結果でございます。さらに平成18年

2月28日に1995万円を[]に支払っておりますが、本来の規定に反して、竣工届、竣工検査復命書等、確実に契約事項が完了しているという確認をした書類が存在しておりません。

次に[]の技術担当者の判断で杭打ちとなったようですが、この説明の翌日である平成17年12月28日付けで[]に対して原下工業団地における地盤改善についてという文書を出し、その地盤改善にかかる費用を高瀬町土地開発公社が負担するという旨の約束をした文書が出されております。

次に4ページにいきますけども、残土処分工事につきましても、理事会の手続きを経ておりません。またこれら一連の手続きについても地盤改良工事と同様、発注者において設計書は作成されておらず、適正な価格であることの証明ができない状態でございます。いずれもあの、それぞれの発生した時点について定められておる適正な手続きを踏んでいないということと、支払った金額についてもその金額が適正であるのかどうかということが確認できるものがございません。

次に2番目の[]氏と締結した物件移転等補償契約に関してでございますが、この物件移転補償契約につきましても、すでにこれまでに明らかになっておりますように17年高瀬町土地開発公社の議事録を確認していきましても、この締結に関しては事業計画に盛り込まれておりませんし、したがって予算の議決も得られておりません。よって正規の手続きを経た契約、および代金の支払いとは認めがたいというのが結論でございます。

次に17年11月11日に締結した物件移転補償契約の金額がありますが、6,643,554円という金額につきましても、補償物件の調書が不存在であり、適正な価格で契約できたこと、できたという確認は不可能、できないという状態でございます。

次に3番目の進入路工事の施工に関する項目でございますが、この工事につきましても公社の指名競争入札予定価格表の2118万円というのと工事請負契約の金額、このあたりに諸簿があって整合性が証明できる設計書、それが不存在でございます。そして設計変更が行われておりますが、その実施設計を作成した[]に確認したところ、[]では実施設計のみ行っており、その後の変更にともなう設計は行っていないという事実関係でございます。したがってこの設計、ええ、変更設計は技術者がいない高瀬町土地開発公社において誰が作成したのか、変更にともなう設計書の客観的な信頼性については確認できないということでございます。さらに現金差引簿の預金通帳を照合したところ、現金で支出され証拠書類が存在しない支出がございます。これについては三豊市土地開発公社の担当者が当時の高瀬町土地開発公社担当者に事情を聞き取りした結果、現金での支払いは計12回におよんで総額で4,716,156円になっております。その内訳によりますと、2件の96万6千円については看板設置費および同看板の照明工事費であり、3件の83万7千円は高瀬町内の業者に水質検査業務をさせたもののようにございます。なお、この看板の設置費用については監査にあわせて現地を確認させてもらってところ、現物はございます。残りの7件、291万3156円につきましても、進入路工事において実際の設計額をオーバーする

ことが平成17年になってから判明し、これも理事会での手続きをとれないという理由で工事施工者である[]と相談して平成17年において件数を分割して全く架空の別名目において支払いを行ったという説明でございます。また、この支払いについては、[]からの要求で現金で支払ったということでございます。

次に監査の意見でございますが、特定団体の経理、事務を行うためには、会計基準、事務処理基準等の関係規程にもとづいて行われるべきところではありますが、高瀬町土地開発公社においては、町の規定に準拠するという慣例はあったものの、団体としての規程は整備されていなかったということが判明しております。

まず第一に、このような環境下において事務処理が継続され、その間、関係者による是正措置が行われず、その責務を果たすことなく今日に至ったということは誠に遺憾でございます。また当然にして保管されていなければならない文書を亡失し、さらに、公金であることを忘れ、極めて閉鎖的、かつ独善的な考えから、当事者のみの判断によって支出が行われたことは、その公社に発生した債務が自治体によって負担されたものであるという意識が欠如していたことに起因すると思われ、極めて遺憾でございます。

今後は、事務処理に関する規程の整備および公金に対する職員の意識改革と必要な研修など、再犯防止にむけた取り組みを徹底し、適切な事務の執行に務めるべきであります。

[]土地売買に関しては、公社の事業計画および予算を決定する理事会での手続きが得られておらず、公社執行部の判断のみで契約が締結され、代金の支払いが行われております。また、通常、土地開発公社が行う工事の場合には、発注者側によって設計書が作成され、それにもとづく予算を担保として工事が発注されることとなりますが、本件の場合には、施工業者側が作成した見積書によって契約が行われております。したがって発注者が本来行うべき事務を放棄した結果において締結された契約といわざるをえず、契約金額が適切であったか否か証明ができません。また竣工検査も行われておらず、契約行為が履行されているかの確認もされておられません。さらに、これら売り渡した土地に関することについては、その売買契約の段階で様々な協議と確認がされているべきであり、所有権移転後において、念のために杭打ちをするという判断が行われ、かつ、後日、その費用負担を高瀬町土地開発公社が行う旨の文書を提出したのは、その手順が極めて不適切であったと考えます。

また[]の誘致に際し、計11回にわたり100万円を越える接待が行われております。内容を見ても、地元対策としての研修も行っているものの、大半は[]との懇親会が行われたものであり、宿泊費まで含まれております。いかに誘致をする立場と言えども、土地売買代金1億円の取引にしては、いささか限度を超えた基準および金額の接待が行われたと考えられます。

今後においても、必要経費として接待費の支出が想定されますが、事前の支出伺いを確実にし、双方の出席者を明らかにして実施するなど、節度をわきま

た対応が望まれます。

次に資料21の執行伺いによって始まる残土処理工事については、工事施工者である[]の作成した見積書によって契約を行っております。これについても基礎工事同様、934万5千円という事業費の規模から、当然にして発注者である高瀬町土地開発公社によって設計が行われ、その予算が理事会において承認されて契約されるべきでありました。また、この残土処理は、鉛を含む有害物質であったため、有害物質処理として行われたものでありますが、土地開発公社という公共性に鑑み、単に掘り出された有害物質の処理だけでなく、県当局と協議し、この場所に同様の有害物質がさらに存在するのか、それとも全量処理されたのか、関係住民への影響と説明責任など、公務員としての適切な対応がとられるべきであり、今回のように別の事案でこのことが明らかになるようなことは、極めて遺憾でございます。

次に[]と締結した物件移転等補償契約に関しては、本来、補償物件は土地と一体的に存在するものであり、土地売買から約8年も経過した段階で行われることは極めて不自然であります。

まず、契約と支出は、平成17事業年度の事業として事業計画に盛り込まれておらず、予算措置も行われていない。その後においても、補正予算を議決した事実は確認できず、理事会での正規の手続きを得ない契約行為である。

なお、契約金額の664万3554円についても、物件調書が残されておらず、その額が適正、適切なものかどうか確認できません。しかるに、この契約は甲と乙の合意にもとづいて締結されたものであるとしても、正規の手続きを無視して契約を締結した当時の理事長の責任は極めて重い。

つぎに進入路工事の施工に関しましては、保存されている設計書からは、最初の発注の段階から工事価格と入札予定価格において相違があり、その真実はこの監査では不明であります。また、専門技術者を置かない発注者は、設計や管理業務を外注することによって行うのが通例であります。本件の場合、実施設計書は外注しているものの、変更設計書及び工事の竣工を確認する段階での設計は外注しておりません。したがって、工事費が適正なものであるかどうかの確認ができず、契約の信憑性において疑義が残ります。

差引簿と預金通帳および証拠書類を照簿したところ、現金で支払いされ証拠書類が存在しないものがあることを報告書によって確認しました。その報告によれば、進入路工事において実際には工事費が竣工認定を行った事業費をオーバーしており、そのオーバーした工事費を、平成17年度において名目を変更して支出したとのことであります。

この報告にもとづいて判断すれば、当然、進入路工事の工事費として理事会で補正予算を成立させ、それが年度を過ぎたとしても、事実にもとづいて処理すべきであったが、それが隠滅状態に置かれ、しかも別名目で支出されたことは極めて不適切な処理が行われたと判断せざるを得ません。また、正規の設計書が作成されておらず、理事会の手続きも経ていない以上、この別名目で支払った7件の工事費291万3156円についても、それが正当な高瀬町土地開発公社の債務

であったかどうかは疑問があります。

この監査においては、会計書類などが不存在、あるいは作成されていなかったため、予算執行の事実を確認しがたいものがあつたことは誠に遺憾であります。

今後は、会計書類などを厳正に整備、管理するよう求めるものであります。最終的には、極めて重大な誤りによって作成されたとみなされる支出について、高瀬町土地開発公社が被つた損害額とすることが相当と判断する。なお、執行の事実が確認できないものについても、執行の事実がないものとして取り扱うことも考慮すべきである。

平成18年9月13日、三豊市土地開発公社、監事、徳永正、同じく監事、福田稔、以上であります。

議長：ありがとうございます。ええ、すでに今日お呼びした前理事長がみえてますので、それぞれの中であの今、監事さんにご説明いただいた報告いただいた件で、特にこの、ここの部分について、さらにお訊きしておきたいことがあれば、よろしく願います。何かございませんでしょうか。よろしいですか。はい。そしたらひとまず、この報告については、理事会として報告いただいたということで、報告の中でお聞きしたいことはあとの日程の中で、またお聞かせいただくということで、それではこの報告についてはこれで終了したいと思います。

(暫時休憩)

議長：以上、監査報告の後、前理事長からの土地開発公社代表聞き取りをさせていただきました。各理事さんにおいてご意見なりご質問なりありましたら。

金丸理事：■■さんとこの物件補償契約について、白井理事長が私には気になることがあつたということでございますけども、なにが気になったかということと、合併後に手続きの処理をしつたということがひとつ。それから、一番最後のときにも、■■と■■とか■■とかいう名前がでてきたのに、支払伝票・請求書・領収書がないというのはどういうことだということがひとつ。

議長：それとですね、この事案のもうひとつこの困難な部分は、冒頭の質問にでましたように、肝心なところで実は書類がない。だから書類がきちっとあればいうまでもなく事務方による執行でですな、その白と黒も含めて、あるいは事業の執行の適正性が本当にどうだったかということを含めてですな、審査というか調査できるのですが、肝心なところで書類がないというところで、この事案の非常に困難なところなんです。だから、この推計といいますか、類推していく方向を、何かがあつたんだろうというところで類推をしていくのか、それはもう単に書類がないということであつて、まさかそういう悪い方向で動く必要がないじゃないかということに分かれるかと思うんですが、そういうことも含めて心象のところ書類がないということについての、心象のところの監事さんの報告及び今の前理事長の説明あたりも含めてですな、書類がないというところに対する心象を我々は理事会としてこれはある程度意見をまとめておかなければ、これからの問題だということで、そういうことも含めてご意見を。

眞鍋理事：白井助役からこの290万なにかしの予算をオーバーしていたことは承知をしていると。今最後に、発言があったこのことは理事会で報告をしていたという発言があったでしょう。いわゆる高瀬町の議事録をして、その時期に理事会を開いておるかどうか。それだったら、言うことと言うことが合うんか、言うことと言うことが違うんかの問題があるでしょう。理事会で報告していたんならば、その当時の理事は合意でこういうことをやったんだと、私はたとえ理事長が単独でやったにしろ、合意の上で委員会の報告にしてやったにしろ、これは責任はその当時の理事に全員にあると思っております。理事全員の責任として理事長がこのようなことをやったんだという認識でありますから、その当時理事会を開いておるんであれば、その当時の理事も全員そのもの対象になりますから、そういうことも踏まえての対応をお願いしたいと思います。

議長：これまでにない新しいご発言というのは、今代表質問の中で、理事会で正当な手続きをしたのかどうかということも相当お聞きしましたが、してないという部分も相当ある中で、一部はそれは報告したというようなこともあったという経過の中から、前理事長の責任と理事会すなわち理事の責任ということについても考えていかなければいけないんじゃないかと、そういうのが眞鍋理事のご発言でもあったと思います。そうすると、理事会、理事が判断すべき機会がちゃんとあったかどうかという事実関係は相当精査しないとだめですな、逆に言えば。そういう意味で、今の二百…侵入道路、XXXXXXXXXXの前の侵入道路にオーバーした金額が、侵入路建設にあわせて事業がオーバーし、そしてそれが正規の支払いに至った間に、旧の理事が、理事及び理事会がどのようにかかわっておったんかについても、この際次のところで理事長にお聞きするというところでよろしいですが。したらそれは聞いてください。

坂口理事：監査員の調べでこれ監査員さんも驚いておる。ま、私も地元でいままでいろんなことを聞いてきたが、まさかこういう現実が、それも中に、高瀬町の行政のナンバー2の理事長の話は、自分がすべての、知らないということは要は自分が全部認めますということ。知らないで通るか通らんかぐらい、自分が一番よく知ってる。まああの例えば、引継ぎがなかった知らなかったということは、全部知ったりしましたということやとその類の人やと思う。金銭の出し入れについてですね、当然印鑑と通帳、まして現金で払とるということになるわけですから、それは誰が管理していたのか、自分が知らないという書類の管理やあいなんは誰がしておったのか、自分がしてなかったんやから誰かということではでてる。ほとんどこの理事会の事務、町長も理事で、私も在職中には理事長を町長兼務からはずすという、高瀬が一番でございます。で、助役がなれと、のけということも言ったのですが、高瀬の場合は町長も理事でかまんと言われてました。ということは、助役と町長は一心同体ですから、町長の指示が合意があったというのは、もう既成の事実だと思うんです。いうことでですね、この件を仮に町長をどっかで確認する、知らなかった感知してなかったということだけで、これは釈明にならないと思う。知らなかったんやったら誰が知ったんや、通帳の管理やあいなん、印鑑の管理は誰がしとったんやという、そういうことは当然いわゆる自分が

しとったんやと思うんですけど、担当のものがいつも土地開発公社の通帳と印鑑を持って走りよるわけではない、その確認をして。それから、公社の負担した中で、[]がすべて、工事を発注する場合の理事会の承認、常識的なことができてないということは考えられんですけれども、してなかったんやのうて、が全くなくなっておるというのが現状だと思いますので、この知らなかった、その[]が仕様書出してきてそのまま発注しとるといような形になっておるのもだいたいあるようですが、その金額が大きい、そうであれば、そこらへんの事実関係、僕が心配しているのは、有害物質が出たことを知っていた、しかし、まだ残っている。県の対応は[]が行った。残土処理も[]が行った。工事も全部[]がした。うわさの流れが、事実関係すべてがうわさどおりになっておるということでございますので、そこらへんはもっと確認をしないといけない。理事長自身が、自分の責任の自覚がどれだけあるのか、今日話を聞きよったら、もう話にならんという感じがします。今一度本人の自覚を確認してもらいたいと思います。

高木理事：坂口議員、今日の段階では、事実関係の確認というところで。

坂口理事：そしたらその、僕が今さっき言った、担当者は誰が今まで、知らなかったというのは、誰かがやりよったということでね、誰かがやりよった。領収書はないけども、管理は誰かにさっしよった、ということや。そこらの確認ですね。

議長：今の知らなかったということは、自分以外のところの自分がかかわらなかったということと、当然そのことに対する自分への責任はないというふうに理解している、こういうふうに思っているかということ。

坂口理事：それと、ほんだら[]に、[]はすべてそういうあとの事業をやっている、その件について。ほんだら[]に本人がまかしたかどうか。

高木理事：理事長です。理事長自身が随意契約と思って随意契約のように扱ったというて発言されましたね。

坂口理事：そしたら、個人の意思。

高木理事：[]への発注は理事長の責任で発注したかどうか。

議長：そして、正規の手続きを得ないで行った事業、それにともなって、執行したことにともなつての支払いは、正規の手続きを経なかったという、理事長としてその責任を問う意思があるのではないか、ということは聞いてみます。

坂口理事：県のほう、県、これは有害物質が出たということは知っておるというのは文書が来ておりましたね、処理内容。県の対応は[]が行ったと。それのその中身はどんなんですか。行なった、だけの話。県からの回答。

高木理事：こういう形で処理しなさいという、県が[]に指示をしとると。県と[]との関係。でてきたものについて。

坂口理事：その処理は

高木理事：県の指示に基づいて[]がやったと。

事務局：でてきたものについてはです。出したものについては、まだ残っておるものについてはやってない。それは、県に、どうしてそこに行ったかというのと、廃棄物対策課のほうに行ったからそうなっているんです。土壌汚染とかそっちは

行ってない。廃棄物のほうに行ったから、地上にでてきたものを廃棄物として扱った。どう処理するかということ。土中にあるものは。

眞鍋理事：掘って出したものだけのことに對してであって、中にあるものに対してはなんにもしてないんやな。

高木理事：そうです。

坂口理事：その認識は

議長：土質・土壌成分の検査はでてきたものだけの検査やな、あれ。

高木理事：そうです。でてきたもの。こんなんできた、灰がまじつとると、どこへもほうれんぞという検査。

眞鍋理事：■■■■のこの分、これをどこへもって行ったらよろしいんかの伺いだけやな、結局。

高木理事：そうです。でてきたもんはどう処理したらええかということ。

眞鍋理事：すいません。17年度に理事会は何月と何日に開いとるという議事録はあるんですか。

事務局：手元のほうにお付けしてあります。最後から2つ目の黄色い表紙の、会議録と書いてある、そこに12月の何日ごろでしたか、5回、計5回行ってますね。すべて会議録をお付けしてありますので。

眞鍋理事：ここで報告しとるんやったら、その当時の理事も全員責任の対象になるで。

坂口理事：もう1点だけ聞いておきます。■■■■は17年の10月にボーリング調査しとる、そして、所有権の移転は12月13日に登記しとる。所有権の移転。契約がボーリング調査した後ですね、売買契約が1億円の。ということは、■■■■がボーリングしたうちには、なんの所在が、中のあんこの所在が報告書でどうなっておったのか。それがあんこの所在が、たぶんボーリングやったら分かつとると思うんやけど、分かつた後で契約を売買契約をやつとんやから、確認して。調査報告が出た後、売買契約しとる。あとであんこがでたきん、利用せん。その内容いよるんですね。

金丸理事：あれ大西君、豊中の工芸買ったときに、ボーリング調査・水質調査・土質調査したんやろ、工芸が。あれは、契約以前にこれは土質調査を契約書につけてくれってということで、契約したんやろ、工芸の場合は。

大西理事：工芸の場合は、あそこが以前使っていた洗浄用の有害物質が出たということで、それはもう、工芸と県との話で前もって土壌調査をやる、土壌改良をやるということで、県と工芸とが約束でやっていたわけです。そのあとで、豊中町が売買契約を結んだときにも、工芸はこの土壌改良は引き続き県の了解というか、完全によくなったというまでは、うちの責任でやりますと、というのを契約書の中に入れとった。

議長：それともうひとつは、百点満点ではないということについて、理事会、理事の皆さんには、だから25000円にしたんだというふうに言ったんだということを行いましたんで、その矛盾の整理もしときたいと思います。

事務局：今日は事実関係だけをですね、改めて報告をお聞きするというので、そ

の事実の向こうにあるですね。

議長：わかった、わかった。そうしよう。

事務局：はい。それでですね。まず、これ先に書いてある順にいかがか、理事会の責任に関する質問がございました。当然にして理事会でお話をしておるといような説明があったことは、理事が承知しておるといことになると。そのことについて理事全員の責任があると、当然理事長もですが、自覚しておられるかどうか、その辺の問題ですね。

坂口理事：それと知らないんだったら、じゃあ誰がしたんやということ。誰が管理しよったんやということ。

事務局：ええ。当然その、現金の管理、あるいは預金通帳等々の管理を誰に理事長の責任でさせておったのか、そこまで聞くということですね。それから■■■■のこれ、どうしますかね。

高木理事：それももう客観的にきちんと契約内容やそんなんを見たら。

事務局：わかりますかね。わかりますかね。

事務局：それから次に誰がですね、■■■■にまかせたのか、まかせたのかですね、理事長の責任ということでもいいのか。

高木理事：これはもう理事長さんの責任で発注したんやということを確認して。

議長：うん。それ確認して。

事務局：理事長の責任で行ったのかと、ということですね、これが2点目。あと■■■■のところで金丸さんがご発言いただいたのですが、あの、気になったという点と。

金丸理事：この契約書が、する時に気になったことがあったけどというのを確認しとって。

事務局：それは何かと。

金丸理事：うん。

議長：まあ、にわか契約だったというのは、またあとで決めませんか。あとなにがある。

事務局：今は理事長、2点しか出てこん、金丸先生の理事の話どうしますか。気になたことってなにですかと。

金丸理事：それきいてよ。

議長：それと5・6回行っとなやけど、滋賀へ。われわれはひとつしか見つけとらん。

事務局：ああ。

議長：話がつかんかったゆうて、5・6回行っとなはええけど、書類が、残された書類が1回しかない。

事務局：向こうからも来たと。

議長：こっちから4・5回行っとする。

大西理事：2回は領収書がある。

議長：2回あった。

事務局：行ったのは4・5回と。

議長：そしたら、細かいことは。そしたらええですか。

事務局：3つしかないですよ、理事長。いいですね。あとは理事会でお話を、協議をお願いすることになりますよ。いいですかね、もう一度確認しますが、理事長が知らないというご説明があったけれども事務は行なわれておったということになれば、理事長の責任で誰に管理をさせておったのか、ご説明願いたいというのが一点ですね。それから二点目は、[REDACTED]への発注の件、これは理事長の責任ということで正規の手続きを経ないで行なわれたんですかということ。それから[REDACTED]と締結した物件移転補償契約について、気になったことがあるというふうに言われておったんですが、それはなんででしょうかと。

坂口理事：もうひとつ。これは、有害物質が出たのに、県からなにをして要は自分は知っていたと、中身の搬出物についての結果は出とったと。県の対応は[REDACTED]が行ったと。土地開発公社としての対応は、今後を含めてどう考えておられるかちょっと確認してつか。これは大きな問題なんじゃ、あそこにまだ残っとんやということ。

事務局：有害な部分は、今回はきかん。3つですよ。

議長：百点満点ではないという。ときにその理事会の人には25000円はそういう意味もふくめて言ったかということを確認して。

事務局：ほんたら、有害はやめて、1が知らなかったと理事長の認識にあるけれども、知らなかったということは誰に行なわせたのか、そういう指示は責任においてしたのかということが一点。それから、[REDACTED]、この契約は理事長としての責任で行なったということなのか。三点目、百点満点ではないけれども25000円になったと、それを理事会において言いましたかと。

(暫時休憩)

議長：ええと、あの監事さんが非常に詳細な、非常にあの監査報告の、特別監査報告をいただいたうえで、今この理事会でどこまでこの事案のまとめをしておく必要があるかということで考えながら、この議長の、議長の進行も考えておるわけでありまして、昨日の市長の答弁では、詳細な事項、詳細なことで調査中であるという市長答弁をさせて、しまいました。それは、この21億円余の借入金で成り立つ原下工業団地、これが実勢価格とのギャップの中で13億円余ほどの損失が出るということに対するその責任の所在とその責任のあり方ということについて質問があったように思うんですが、それについて市長はどう思うのかという質問があったように思うんですが、それについては今詳細を調査中であるという形でご答弁申し上げました。詳細調査中であるという部分が、本理事会で受けております、この問題を整理をするというところで詳細を調査中であるという、このまとめを作るように、まとめとしてしていくという形で、ええ、この詳細を調査中であるという懸案事案が、ええ、本理事会で今ご協議申し上げているというところの、で、結論が出るところが詳細調査中、詳細な調査が終わったというところとイコールという形でこの当理事会が定義をするのか、ええ、ここから新たな

出発点があるという認識で理事会の協議が進むかによって、いささか違ってくるものが多くあるという意味でも申し上げたいんですが、ええ、じゃ、そこらへんについてちょっとご意見があればちょっとお伺いしたい。

高木理事：今までの理事さんの発言で、事務方のほうで事務的に処理せないかんのが、ええ、理事長の責任なのか、理事会全体の責任なのかという部分ですね。それもいうたら事務的な確認ですかね。

理事長：ええ、だからですなあ、その理事会がやっぱり市民感情から申し上げますと、その21億円余の多額な借入金が発生された背景とともに、まさに13億円の特別損失が発生するということに対してその責任者は誰かということ、それとその責任をどうとらすのかという、こういうような市民感情の中で、たぶん思うんです。それについて当理事会が、ええ、どういうふうを考えるかを整理していくかということで、今お諮りしようとしている。それは理事会が出すべきことではなくって、設立、設置団体たる市長のところで責任者と責任の問題というのはそりゃもう市長がやるんだというようにいい方もあればですな、しかし市長の側で、設立、設置者たる市長の側で申し上げますと、それは当該理事会のまずご意思を伺いたいということにもなるかと思うんで、この理事会がある意味ではそのそういうところへの答えもですね、コンセンサスも求められる必要があるかなとくふうに思う。ええ、度々度々度々申し上げているんですが、何とてですな、肝心なところで書類がないというんですよね。そら責任者は誰か、あるいは責任はどうとらせるかというのは、まさに、まさに事実で、粛々とやればすむ、粛々とやるべき、粛々とやるべきところの書類がないというところで、この事案が非常に困難な状況にある。まあそういう意味では今日の意見を、あの説明に対する意見が全てということにはなるんですけどね。

金丸理事：これは今日の新聞にも載るとおり、公表されると説明責任というものも満足な。その中で、この理事会の究明と言うものも問われると。その究明する方法があとは司法でなかったら踏み込めない部分があるような気がするんです。そういう書類をどよんしたんかという、こっちが、仮に理事長がいうてどよんしたんぞいうても知らんいうたんでは、権利が捜査権になるから、そこらへんがちょっと、説明責任をほんではっきりしとかないと。

真鍋理事：これを参考人として前の白井助役を今日お呼びになって答弁したんですが、白井理事長の責任に全部なすりつけようとするクライもあります。その中で、この問題に限って■■■■・■■■■・■■■■の議題となっている問題に関しては、たとえ理事長がこういうことをやったにしても、その当時の理事会の責任は問われることはこれ間違いないと思う。しかし、やった中において理事長が今話したように、職員にすべてを任しておったという話で、職員がこういう会計操作をしたということになると、職務規定違反ということも起こりうる話で、私は■■■■のような組合法人に関しても、たとえ理事長がやったにしても職員がやったにしても、連帯責任として理事全員が責任を持つのが通例だと思っております。そういった中でこの旧の高瀬町理事会の中において原因の解明、職員の服務規程違反があったかどうか、それも含めて精査して問題点を洗い出しして、しかる後にその

問題を協議すれば私はいいと思っております。

議長：だから、もっと申し上げるとですな、[]が[]の建設立地関係に
でてきたもろもろの[]にかかった金が、これが手続きの、県の手続きを得
れなかった、また、それが極めて金額、設計金額等についても適正であったがど
うかということも含めてですな、そういうようなことに対する理事長の責任の中
から、これにかかる土地の堀賃含めて約3千万円について適性を欠いた支払いに
ついて、当理事会としてその判断を、その全部を認めるのか、認めない、認めな
いのは支払った金額についてしかるべき責任者が弁償補償すべきことやというふ
うに理事会の意志を貫いていいのか、あるいは、それにかつ、[]宛に作っ
た、いわゆるにわか契約書から確定する現金払い660万ぐらいだったと思うんで
すが、これの不当な支払いについて責任者に支払いをさせるという、この2つの
処理を当理事会が処理をすることで、もう原下工業団地造成事業にかかる詳細な
調査の内容を結論として終わるということか、今言われてましたように理事会の
責任というところにもこの事実を加えて、理事会という責任と、かかわった職員
の服務規程に関する適切行為・問題行為に対する処分・処置、そういうものも含
めて問題の整理をしていく必要があるでないのかなということがあります。それ
はすなわち、住民への説明責任というのはそういう範疇にも含まれているという
ような形で、たびたび申し上げますが、約3千万と660万円のこれを適正な処
理に戻すということで終わらせる、終わらせるというふうまいえないんですけ
ど、これが検討すべき事案の範囲であるというふうにするのか、もう一度そこを
ちょっとお聞きしたい。

高木理事：理事長。特別監査をいただいておりますので、特別監査をいただいた部分に
ついては、それで当理事会の判断ということに。

議長：そうですよ。当然監査していただいた報告について、よく分かりました、あ
りがとうございましたと、しっかり努めましたという形で特別監査の報告の承認
というのは、まずありますわな。

高木理事：今日確認したのもその範囲で。

議長：そうですな。特別監査の保管する意味で参考人から意見を聞いたと

高木理事：特別監査していただいた報告の内容の最後のところは、理事さん、しっ
かり読んでいただいて、この内容で理事会は進んでいるということ。

議長：なるほど

高木理事：ここが証拠書類を見たすべてでございますから。今日新たに眞鍋理事さ
んのほうから、理事長と理事会の責任というお話がありました。

坂口理事：今高木理事からお話があったように、今日特別監査見て、監査員さんの
報告を見れば、理事会としてこれだけの内容を理事会はこれを見てそのまま見過
ごすわけにはいかん、既成の事実である。私は地元で少なくとも旧高瀬町ではこ
ういう問題はもう長いんですが風評として既成の事実化している。今後それをど
ういう処理をすんだらうかというみんなの気持ちがここへ。心配するのは理事会
がこれある程度早い段階で結論を出さないと、遅れれば遅れるほどそれは今度三
豊市の開発公社が、それは私は同じような責任を要はふかされる。まして風評被

害ということ、今まで話がでましたが、これについてのやはりいろんな形で、ここで工事をやりよるうちに工事が止まって、夜中に運び出しよるが、大きなシート張っておるがいうのを僕のところに言ってきたんです。みんな地元の人はある程度おかしいおかしいと言ってるんです。それをこのまま放置して現場の対応もしないで、もしそれが次のような形に現れた場合、それはまさに市の責任がある。開発公社の要は責任になってくると思う。ですから、ぼちぼちやらないかんがという実はこういうところから、今日はあえて土曜日という流れの中で組んだということは、私はやっぱりそういうひとつの現状を見なしたら、これ今日この監査を聞いて理事の皆さんが見て、その異常なという感覚を持たないといかんとするんやけど、そこが切迫せんと、他人事みたいに思っておったって、もうすでに頭の上におもしが立てられたということから出発しないと、私は大変なことになると思います。私は地元のほうから敬老会に呼ばれ、必ずこの問題がでます。理事会でぼちぼちやらんない話は僕ではできません。それだけの責任は理事の皆さんもある程度はございますけど、私はあえてそういうことを知って選ばれて理事に入ったわけですから、おそらく皆さんの意向もありますので、なんとしてもあそこはいい形で解決。そのためには、ハードルをやっぱり避けては通れない。ですから、17年度の決算報告からこの問題がでてきた。17年度のこの中身を、 の問題を中心にしたこの問題と、それと今日新聞に出た13億の、要は向こうの問題の説明責任、これはもうかけてそうそうにはできない。しかし、この今、目の前にきた17年度の決算から出たこの問題は要は早急に対応しなければ、私はやっぱり地元説明はつかないと思います。

議長：今の、現場への対応を怠ればというのは、今理事のおっしゃる現場への対応を怠るとするのは、土壤汚染の話

坂口理事：土壤汚染の話。

高木理事：現三豊市土地開発公社は行なってます、すでにね。

坂口理事：ただそれは、僕らが説明できる、誰が来て説明してくれんやろかがわからん、現場がわからんと言って、誰が説明するのかがな。

議長：全部調査をするん。

高木理事：いや、まだまだ確定してませんが、今日お手元にある県の廃棄物、これは環境管理課から

議長：土壤汚染対策法に基づく正規の手続きを当公社はしている、ということやな。

高木理事：そうです。

議長：そしたら今の、ちょっといいですか。あとの土壤汚染対策法に基づく疑わしき土壤、汚染土壤の疑いがあるとする場合の処理フローがありますので、それは当土地開発公社、現所有者である自治体が、この法に基づく手続きに入るという

高木理事：もうやっています。

議長：やってる。これは、今の話は現場への対応というのは結果しか分かりませんので。

坂口理事：それはもちろん、そういう具体的に、これ後を読んでないんですけど、どのような形のものでどういう問題が発生するという想定をいただいて、ここま

での安全を確保、今はすでに閉じていっきよりますよという

議長：だから、法の手続きに基づいてやってる

高木理事：万全の策を取るように、指導を今仰いでいると、県の。

議長：そしたらそれは。そしたら、もう一度戻ります。末尾のところにあります、高瀬町土地開発公社が被った損害額、これについて被った損害について我々は再度理事会に確認したいと思います。3つあると思います。要するに、25000円余の単価とする[]との土地売買契約書、後日契約書の軒並み発行をした[]の行なったボーリング調査から一連の諸工事約3千万円について、土地開発公社の正規の手続きを得てない、それによって我々はそれが適切であったのか等々の判断ができないという、いわゆるグレーゾーンの3千万円についてを、それが被害額という損害額という関係で理解するのか、あるいは手続きをかけておらない、すなわち正当でないという証明ができない部分が、すなわち損害額だという形にするのかについて理事会で判断する必要があるかと思う、これ一点。それから、[]との6百何十万、にわか契約書に基づく、これが二点。それと、伺いを含めて一切の諸書類が残っていない、現金で支払った当該人からの担当者からの、すでに聞き取りを行なっていますが、聞き取りの内容が是とするような形で、単なる手続きミスであったというような形でいくのか、それはいずれにしても正規の手続き、稟議書、決裁手続きを含めてですね、先方様への確認等をしてないという中で、その4百万円余の支払いが、不適切な支払いがすなわち損害額であるという形に至るのか、3つあると思います。この3つについてですね、意見を聞くわけでございます。真ん中のところは、ずばりいきたいと思えます。[]の6百何十万、7百万余については、これはもう、状況証拠等からいっても、あるいは残されておる契約書からしっかり類推しての、明らかに不当な支払いであるということは明確であるというふうに理事長としての判断を意見として申し上げたいと思います。

真鍋理事：ちょっと、あの、理事長。今理事長の判断でとおっしゃったけれども、[]さんの分は理事長の判断でとおっしゃったけれども、その理事長がおっしゃった根拠というのは、まだこん中ではかられてない。

議長：わかりました。

真鍋理事：それでやっぱり、個々に意見言ってもらって、合意でやってほしい。

議長：それはそうです、申し訳ない。だから3つあるんです。それで真ん中の、[]に昨年平成17年12月21日に現金で払った6百万円の、この事案についてそしたら理事会の意思を。

真鍋理事：その意見については、私は弁済の対象になるということです。部長も明日はわが身やきん、自分の意見言うとかな。

議長：事案は3つに分けるのは無理ですか。今3つ申し上げましたが。

真鍋理事：3つに分けて・・・

議長：[]と、[]の支払い約3千万と、それと[]さんに約6百何十万と、それとまさに、言葉が少し汚くなるんですけど、およそ使途不明金というのか不適切支出というのか、言葉の言い方で、不適切支出からなる4百万円、この3つ

に分けてよろしいですか。

真鍋理事：分けたほうがええわ。

坂口理事：あの、僕の個人の、あの、意見として、理事長が判断をした、要は、今日の意見を聞きよったら、理事長はすべて自分の意思でやった、分からなかった、言う分は、という不適切な支出をしとる案件、すべて理事長並びに理事会の責任というところで処理してもらおうということに私は。そうでないと、今までの経過からいって、皆さんから私にいろいろいただいておりますけれども、この事案については、たぶん住民の理解はもらえんと思う。

議長：それでですね、言葉でとっていきたいと思うんですが、いずれの3件とも事案も不祥事という形でみるのか、事務処理が不適切であったとみるかによって、理事会に責任を問うという部分が違ってくると思うんですわ。

真鍋理事：不祥事・・・私の考えから言うと、免責の部分も多少は存在すると思いますよ。その不適切な執行に対してでも、しょうがないという部分も多少はあると思う。

議長：ただ非常に苦しいのはですな、21億円13億円の話しよるときに、不適切な事実があったということだって、市民に対してもうどうにもならないなど、すでにな、そななぞろな会計処理しよったんかというて、そこがですな、13億円の説明責任はもう。ましてや、諸帳簿がないや言い出したら、そななんでできた金をなんでおらやが払わないかんのやと言われたときに、そこで当理事会としては止まってしまう。

坂口理事：出したらええやん、理事長言うとおりの。私もそれを考えるから

議長：ないきりには不適切と不祥事と違うけど、市民の皆様にはどっちにしたってどうよということになる。

坂口理事：もうひとつはな、理事会を理事会の中にもっていったとき、理事の中でもう大変なことになりますよ。理事長の責任か、理事の責任か言って、中で。もとの理事会な、高瀬町の、もう大変じゃろうと思う。

真鍋理事：それは言っても仕方がないやろ、しょうがない。

議長：13億でなく21億に行ってしまうということになるんやな。

金丸理事：だからそういう不祥事に対してはこちら、公害に対しては県という、それが的確でないと正確な数字が出せない。

真鍋理事：どこの組合とか、法人、たとえば[REDACTED]にしたって、一緒です、あれは組合法人で立ち上げとんやけど、たとえ職員がやろうが理事がやろうが組合長がやろうが、すべて理事の責任。理事が賠償責任を負うということになっている。職員がやろうが理事がやろうが組合長がやろうが、私はそれと一緒にだと思ってます。

議長：責任を負うということと理事の賠償責任とまた、責任がないという立場にある。理事会にすべての責任があることは間違いない。

真鍋理事：今の今日の発言は、ややもすれば白井前理事長に責任がいとるような形に見えるけれども。

坂口理事：諮ってないという事案がな、理事会の中でな、諮ったとったら。

議長：もう一度申し上げると、監査からの末尾の言葉いただいたように、この公社

が被った損害というのはなんなのかということを整理する必要があると思う。公社が被った損害はなんなのかということを整理する必要があるんで。

真鍋理事：あの、法規に基づいた処理をしなく、独断と偏見でやったことを基に損害を被っている、そういう認識。

金丸理事：だから、13億の損害がこういうものから絡んできとるという。売れない場合。こういう高瀬の不祥事、それと公害問題が絡んで処理がしにくいんだということ。もっと問題が大きくなると、杭をさしかんといかん。

真鍋理事：理事長提案するんですが、この高瀬の開発公社の問題は原点まで返らずに、この問題点で処理すべきでしょうか。

議長：結論的に申し上げると原点まで返る術がありません。あの、受動的に申し上げるとですね。今、目の前に並んでおるもので。

真鍋理事：この問題で処置をすべきと。

議長：いう以外に今、目下、手が無い。元へ戻るという手口はありません。

高木理事：それは理事会として確認。

真鍋理事：そういうこと。聞いてくださいよ。皆責任がついてまわることやけん。黙っとってもいかん。

高木理事：この特別監査を頂いたこの事案と。

議長：そうです。

高木理事：はい。

議長：我々に責任が及ぶということについては、この議案の書類の上げ方に責任があるということ。

高木理事：そうですね。

議長：ということを実際確認します。

坂口理事：どこまでその13億の、そのまあ市が説明責任をするときに、要はその背景に、要はどこまでな、どの位でおさまるかということだろうと。

議長：けど、13億位っていうんは3万円で売れるきん13億っていうこと。13億は3万円で売れるんで13億やけんとなあ。

真鍋理事：坂口さん、7万円で買うたらええんや。横のとこを。

高木理事：一応今日のところは、なかなか整理こっちも今日進んだこともせないかんし、まあこの特別監査を頂いたことについて。

議長：うけとめですが、当事者寄りしましたので、当事者に対する当理事会としての意見というものを無いままでちょっと散会できないので、当事者に対する意見をどうするのかいうことは結論を。もう一度そしたら近々に理事会を開いて当事者への回答文を用意する。だから伺うことと、みえとる指示することと分けていかないかんと思う。いまいう3つあると思う。3つ。

高木理事：あなたにこういうことを要求しますという次には文章ができると。いうことですかね。

議長：これが相当確実にできると思う。

真鍋理事：理事長これ一応まあ、この3つに分けてその賠償の対象になるべきものと、これをやっぱりあの取りまとめとる横山市長にいっぺん精査してもろて、そ

れをやらんと単独で理事会だけで賠償せえと。

金丸理事：そやな、形式上横山市長に

議長：まずね、ここがするとなると、ここは告発しかないとおもいますよ。理事会は告発しかないとします。損害賠償請求を拒めん。だからご当人に全体をその指示するのは設立団体の長だと思えますね。理事会の行為にはならない。ちょっと勉強してみますが、直感的にそう思えます。

もう一回整理させてください。3つのいずれの金額は監事さんのご苦勞の中でほぼ金額は合います。だから■■■■が行った3千万に近い金。そして■■■■の600万なんぼ。そして現金不明な、まあいうたら書類は不明でその400万も不要。これの分について、これは公社が被った損害額は、公社が被った損害は何かということについては、ここがやっぱり理事会が整理せないかんと思えます。だから、承認もシビアに簡単にいくんやったら、いずれにしても手続きを終えていない、正規の終えてない、或いは所掌できないというものについては、まず損害額であるというような形で進めるといことが、その損害額に対して弁償させる、或いはそれについてのその割合とか或いは弁償させる根拠、行為については、それぞれ灰色から黒まで色々色合いがあると、それは次の段階やということになるかと思うんですが、そういう意味で3つとも被った損害であるというふうな認識で整理させて頂いてええかどうかという確認をさせていただきます。

真鍋理事：あの。

議長：今の意味。

真鍋理事：わかりました。いわゆるあの3つに分けて損害額をこの場で査定するということですよ。

議長：その被害額を決めとかないかんと思えます。

真鍋理事：査定して協議してそんでよろしいかと判断で私はやれば良いと。

議長：比較ができない。

大西理事：あの3つに分けるとい話で、1つは■■■■の話、2つ目は■■■■さんの話、3つ目は進入路。

高木理事：進入路に係る領収書のない支出。

議長：係る一連の領収書のない現金支出。

大西理事：そうですね。ほんで最終の竣工は2910万あまり、それで支払いが確定しとんのは、前払い金の770万。ですから、その差額のなんぼですかね2140万が当然これは竣工払いで上がってくると思うんですが、その竣工払いの書類もないということですかね。この報告書を見てみると。

事務局：いや要するに竣工確認をした書類がないと。

大西理事：いやその竣工の支払いの事実はあるんですか。

高木理事：ある。

事務局：それはある。

大西理事：それはある。ほんだら2400万の竣工払いのそれはある。

大西理事：まわりの附帯工事なんかで290万位あったようだけどという、その部分の、そしたらその部分の不明瞭いうのは290万だけという話。

議長：いや、ここで言っているのはそうではない。やっぱり所掌、いわゆる証拠類の支払いの証拠類の整っていない現金が払われたという12回470万というのがそれが不明瞭、つまりそれが当然結果的には公社への損害額だと。

事務局：だけんだ西理事な、この監事さんからの監査報告の最後もう3行ぐらい4行ぐらいなんですよ。

高木理事：そこがすべてなんですよ。

事務局：これなんです。極めて重大な誤りによってなされたとみなされる支出。これをどれをするのかと、これは高瀬町土地開発公社が被った損害額であると。極めて重大な誤りによってなされたとみなされる支出。これをどう認定するのか、それから執行の事実が確認できないもの。書類がないというやつですね。これは執行の事実がないと認められないということです、言い換えれば。ものとして取り扱うことも考慮すべきである。理事会でお諮りしますということです。ここに集約されとんです。

大西理事：その諸帳簿がないものについてはすべて損害額として認定。

事務局：取り扱うことも考慮する。

大西理事：取り扱うことが相当であるということです。

議長：だからそれが正当であるという証明が無いから。

坂口理事：それはやっぱりルールに基づいてないということやから、理事会の承認ももろてないもんも全部入るわの。

議長：ほなもう4つの、3つの損害額があるということで、損害額に対して理事会がどのような形で意見を作ればええかという原案を事務局で作るということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局：全部、全部明文化いたします。

議長：それを原案を見たところで理事会を招集さしてもらおうということでまとめて頂いてよろしいでしょうか。で、その他に、まああの昨日来、させて頂いている、いわゆる土壌汚染、土壌の汚染に関することについて、ちょっと、県の。

高木理事：はい、今日時点のこと。

議長：はい、ちょっと説明してください。あとの引っかかってくるから。

事務局：ええ、先程来あの、土壌汚染物質あるいは有害物質等々に関する、まあ、あいまいな対応を厳に避けるべきというようなご意見も出されておりましたが、本市といたしまして、どのような対応をしておるのかということで、昨日県からフロー図が送られてまいりました。一番上、現状把握というところでございますけれども、平成18年9月4日三豊市から相談。その上で同9月8日資料が三豊市から出されたものについて県が書いたフロー図でございます。ええ、まず現状把握でございますが、現時点で確認できる試験では溶出量試験において指定基準超過はなく、鉛に係る含有量試験において指定基準超過これがあるということでございます。それから地中の廃棄物層はほとんど残った状態。それから問題となっている土地は工場の敷地として使用されている。なお、廃棄物層は問題となっている土地以外の隣接部にも及んでいる可能性があるということです。※印のところですが、現在の土地所有者、XXXXXXXXXXですね。及び元の土地所有者これはま

あ三豊市と書いてありますが、高瀬町土地開発公社、現三豊市土地開発公社でございますが、把握済みということでございます。そして法第4条に基づく調査命令の対象となるか否かの判断、これを今やっておるということで、本市といたしましては、今ある我々が持つておる情報は全部県に出して、適切な指導を受けるべく待つておる状態でございますが、土壤汚染対策法、今までは議論になったのは廃掃法ともうしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございましたが、土壤汚染対策法、土中にございますのでこの第4条でございまして、ええまあ、土壤汚染による健康被害が生ずる恐れがある土地の調査ということで、都道府県知事はから始まって、県知事がこれに対する権限をもつておられるということでございますので、今それを待つておる形、いう状態ですが、この法第4条に基づく調査命令の対象となるか否かの判断を今やっておるということでございます。これあのフロー図を描いてますが、概略して申し上げますと、法の精神は現土地所有者にその負担をする義務があるということでございますが、県の見解では、まあこれ事務レベルでのオフレコの話ですが、おそらくそれは承知せんわいと、従前土地所有者、所有しとった人に、売った人にそらいうて来らいというような話です。ただ法律上の判定は私どもしておりません、現時点で。ですから、県が地下水等周辺公共用水域、公共用水域の水質調査等を実施するという、この二重丸、太線の二重丸これをやってですね、ええ、順次、その次の段階に移っていくということです。

坂口理事：これ、いつ、いつ頃からやるん。

事務局：これまだ昨日の段階でメールで来ただけで、スケジュール等は明らかにされておられません。まだ県の。

高木理事：県がですね、現場で調査を始めるということになれば、これもう地元の自治会のかたとかですね、まあその辺りのなぜしよるかというお話もしとかんと、黙ってしよるがというのは若干と言う気も現在はしております。

事務局：当然、 へのあの。

高木理事： へはもう早くね通知。

事務局：あなたの土地の下にというのは言わないかん。

坂口理事：ほんだけんど、やんじょつてみんなへの説明は、やんじょつたらできるけど、やらんとつてみんなから出てきたら説明受けれん。

高木理事：ええ、もうそらできません。

坂口理事：な。知つとんやけん。知らなんたらええんや我々も。知つとんやから、ほんで知つて本人も歩いておお言うとするんだから。

議長：これは、そうするとあの、ええと全部に係る土地でええんやな。 の区域だけやのうて。

事務局：そうですね。問題となっている土地と、問題となっている土地近接の土地と。

議長：ええんやな。

事務局：はい。

議長：とつちみち、あのここが来るようになると思うきん、あの西讃の環境管理室が。

坂口理事：いう必要ないけどな、みなからいろいろ問われたときに、話が、ある程度のな、説明ができるようにしとかだったらいかん。

事務局：そのときに、正確な説明ができないかんですね。

議長：周辺公共用水域の水質検査いうのもわかった。ここで反応無ければ結構。

事務局：そうです、下のフローにあるようにですね、無発動、いわゆる公共用水域の監視ということに収まっていくのかですね、地域指定をやってですね、除去等も含めたですねほうに分かれていくのか別れです。

議長：そういう意味でも、これ太枠の。はい、そしたらこれ、そういう意味で県が動き始めますので、県が周辺公共用水域の水質検査して、もし問題が出れば、当然我々に命令が下ってきます。で、そうでなければ、いわゆる監視を受けることによつて、汚染を防いでいくことになる。この、いずれにしてもこの太枠のところがすべてということになる。県とも早速しっかり打合せさせます。さて、そうすると、最後の残りですが、損害であるという認識の中で理事会がまとまりましたので、これに対する回復の措置及びそれに発生する責任のあり方等について事務方で原案を作りますので、またご審議をお願いしたいと思います。どのくらいで理事会、議会中。

高木理事：次、一週もろたら何日になるんですか。一週もろたら。

事務局：来週の土曜。

高木理事：今日お渡ししたあの監査報告書とそれについての関係資料ですね。それを再度ゆっくりと読んでいただいたら、その3件をどう判断するのかというのは、おおよその。

議長：自ずと出てくると思う。今日のまあ前理事長のは、まあいうてみたら監査報告を補完するいう、裏付けるという意味であえて呼んだことも含めて意味があると思う。はい、全協までに何か意見をいうようなというような可能性はありますか。

坂口理事：言われたって問われたって言えんやないか、我々は。なあ。

議長：そしたら、目標としてはもう今、議会開会中ですから会期内でやるっていう努力をしてみますか。

事務局：27までですね。わかりました。

議長：そしたら、ええと理事会は中2日位でご案内するかもわかりませんが、中1日位。まあ議会中であれば。じゃ中1日位でご報告、ご案内するかもわかりませんが。そしたら、長時間。ええと事務局何かありますか。

事務局：特にございませぬ。

議長：長時間ありがとうございます。重ねてあの両監事さんには本当に心からお礼申し上げます。あの、すばらしい監事を報告していただきましてありがとうございます。ま、お聞きいただきましたように、これからも色々ご指導なりを賜ることもあるかと思えますけれど、是非これからもどうぞよろしくお願いします。じゃこの理事会これで閉会したいと思います。ありがとうございます。

署名理事

攻口晃一



署名理事

佐子照雄

